

## コメの試験上場に関する農水省の決定に対する東穀の決意表明

平成18年4月25日  
東京穀物商品取引所  
理事長 森實 孝郎

- 一. 東京穀物商品取引所は、理事会の総意をもって、農林水産省から伝達された「コメの先物取引の試験上場を認可しない」旨の決定は、下記の理由から納得できないので、これに抗議する。
  1. 新しいコメの生産調整方式への移行期にあるコメ政策との整合性が確保できないという指摘は、あくまでも現在のコメを巡る状況の説明に留まるものであり、商取法が規定する「コメの生産に著しい支障を及ぼすおそれがある」ことの説明にはならない。

農林水産省は、商取法の試験上場に係る規定に則し、不認可とする理由、即ちコメの生産に「著しい」支障を及ぼすおそれがある旨を明確に挙証する責任を有するものと解する。
  2. コメの先物市場は、全体的な需給均衡対策である生産調整への計画や実績をコメの重要な供給情報の一つとして受身の立場で受け止め、それを市場における価格形成に織りこみ、情報として提供する役割を担うと共に、通常は一年一作で同年にわたって消費される関係上、生産、流通から大口消費の各段階で常に発生する恐れのある価格変動に伴う経営リスクをヘッジする場を個別の経営に提供する役割を担うものであり、先物市場を利用するかどうか、どの程度利用するかは、当業者にとっては全く自由な個別の経営判断に委ねられている。また、生産者にとって、先物市場では反対売買による差金決済により充分ヘッジの目的は達成されるので、受渡しが行われるのはごく一部の例外でしかない。従って、先物取引が全体的な政策であるコメの生産調整のあり方を規定するようなことはない。
  3. 今日、コメの流通は制度上自由化され、現に存在している市場価格の変動に対応し、経営リスクのヘッジを求める需要は、卸売業者等の流通業者は勿論、外食業者等の大口需要者や法人化した大規模なコメ生産者にも広範に存在している。このようなヘッジ需要を何時でも安いコストで受け止めるためには、我々東京穀物商品取引所のように歴史的伝統と膨大な情報と投機資金が集積される厚みのある先物市場が必要な時代に入ったものと確信している。
- 二. 我々は、非力ではあるが、その主張は時代の要請に応えたものと確信しており、識者の御理解と御支援を得て、その実現に向けて挑戦し続ける決意を有することを表明する。

以上